

# 実務を手軽に! スムーズに! ご存じですか? こんな様式

## 源泉徴収簿兼賃金台帳

便利な給与計算用紙

「源泉徴収簿」は、所得税法183条（源泉徴収義務）、190条（年末調整）、199条（源泉徴収義務）に基づいて、給与や退職金を支払う者（使用者）が給与の支払いを受ける人（労働者）の給与所得の支払実績、所得税額の徴収実績、所得税額の計算の基礎となる事実などを明らかにするために作成する帳簿です。

使用者は、所得税法に基づきその支払いのつど源泉徴収した所得税や、社会保険料の控除額、ならびに給与の支払総額を各人別に記入して、年末に行う年末調整や源泉徴収票の作成のための用意をしておかなければなりません。

また、使用者は別に労働基準法に基づく「賃金台帳」も作成しなければなりません。

労働基準法108条によれば、「使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項および賃金の額その他命令で定める事項を賃金支払のつど遅滞なく記入しなければならない」ことになっており、また、従業員の死亡、退職または解雇があった場合は、その日から3年間保存しなければなりません（同法109条）。これらに違反すると30万円以下の罰金に処せられることになっていきます（同法120条）。

この2度の手間を省くために工夫されたのがこの「源泉徴収簿兼賃金台帳」です。

これは、所得税法の要請する「源泉徴収簿」と労働基準法の要請する「賃金台帳」を同時に作成することができるもので、給与計算管理に非常に便利です。国税庁・厚生労働省様式準拠として発売以来約50年の実績があり、現在でも多くの事業場で使用されています。

この「源泉徴収簿兼賃金台帳」にもっと便利な工夫がなされたのが、「給与Bシステム」のシリーズです。これはワンライティング（ノーカーボン紙）で、転記不要な給与計算フォームです。その他いろいろな給与計算用紙がございます。ぜひニーズに合わせてご利用ください。

（文責 ㈱日本法令企画開発部 渡邊 信秀）

